羽村市中小企業人材育成及び人材確保支援助成金

羽村市では、市内の中小企業者へ人材育成及び人材確保を支援すべく、講習会の受講料や資格取得に要した費用、人材確保のための採用に係る取組を実施した場合について、**市内中小企業者が負担した経費の２分の１（上限 20 万円）の額を助成**します。

■助成対象者

次のすべてを満たすことが条件となります。

⑴　既に納期の到来した市税を完納していること
⑵　現に市内で事業所を有すること
⑶　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業を営む者でないこと

■助成金の額等

助成対象となる経費の２分の１の額（1,000円未満切り捨て）
※1社一年度上限額20万円（上限額に達するまでは複数回申請可能）
※助成対象経費に消費税や振込手数料等は含まれません。

■助成対象経費

助成対象となる経費は、中小企業者が負担する講習会等の受講及び資格取得や、人材確保のための採用に係る取組等に要した経費のうち、次に定めるものとします。

⑴　外部から招へいした講師に対する講師料
⑵　外部の研修機関等に対して支払った受講料
⑶　資格取得等に直接要する受験料及び受講料
⑷　講習会等の受講又は資格取得等のための機材、機器及び貸し室等の借上げに要した経費のうち、講習等の期間に対応する経費
⑸　講習会等の受講又は資格取得等に直接要した資料、資材及び原材料等にかかる経費のうち実費相当分
⑹　企業説明会や就活イベント等への参加経費
⑺　採用試験や広告料等の人材採用に係る経費

■その他

⑴　上記事業の終了後、３ヶ月以内に申請してください。
⑵　申請時に、講習会等の申し込んだ日や講師を依頼した日、講習会等の内容が分かるものを添付してください。
⑶　申請書等の必要書類は、羽村市公式サイトからダウンロードできます。

羽村市公式サイト

■お問い合わせ

羽村市　産業環境部　産業振興課　商工観光係
TEL　０４２－５５５－１１１１（内線６５７）
Ｅメール　s206000@city.hamura.tokyo.jp